

## 議 事 概 要

会議の名称 令和元年度第2回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和元年 11 月 21 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

開催場所 エコハウス多目的室

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
国民健康保険医代表委員	塚本 正美
国民健康保険歯科医代表委員	鈴木 啓展
国民健康保険薬剤師代表委員	大木 剛
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	近藤 了子
事務局 福祉部長	川本 晋司
同次長兼保険医療課長	斉場 三枝
同課長補佐	名久井 洋一
国保年金係長	下菌 のぞみ

傍聴者人数 3 名

会議の公開・非公開  公開

議題

- 1 令和元年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（案）について
- 2 長久手市国民健康保険保健事業について
- 3 令和2年度国民健康保険事業費納付金仮算定結果について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

## 議 事 録

1 あいさつ 福祉部長 川本 晋司

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、村田昌克委員、大木剛委員を指名

3 議題

(1) 令和元年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（案）の概要

事務局説明 資料1により説明。

### 質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

会長 この補正予算は、納付金について決定額に合わせて減額となるため、一般会計から繰入れる金額を減額するというものですね。

会長 質問はありませんか。議題（1）については報告ということですので委員の皆様はご承知おきください。

それでは、次の議題に進みます。

議題（2）長久手市国民健康保険保健事業について、事務局より説明をお願いします。

(2) 長久手市国民健康保険保健事業について

事務局説明 資料2により説明。

### 質疑応答・意見等

会長 質問はありますか。

会長 糖尿病重症化予防事業について、医師会との連携を図るため連絡票を利用するとのことですね。「糖尿病予防事業 体系図」をみると①対象者連絡票の矢印が長久手市から対象者と対象者から医療機関へ二つありますが、両方とも同じ連絡票を使用するのですか。

事務局 重症化予防プログラム対象者連絡票は、対象者に対し生活習慣改善のための保健指導を実施していくこととその方の健診結果を医療機関

へお知らせするものです。

連絡票は、長久手市が作成し本人を通じて医療機関に提出していただきます。

委員 ②糖尿病重症化予防プログラム保健指導連絡票については、医師が診察した後、必要に応じ注意事項等を記入し、対象者に渡すのですか。

事務局 そのとおりです。対象者は医師が記入した（もしくは、先生から指導を受けた内容を自分で記入した）連絡票を長久手市に提出します。

委員 対象者が行動を起こさないと医療機関との情報共有ができないということですね。医療機関と直接情報をやりとりする方法はないのですか。

事務局 対象者から情報共有についての同意書を得れば可能となります。市役所の関係部署、市内医療機関、介護施設等で共有しているネットワークがありますので、今後、体制を整えて活用していくことができたらよいと考えています。

会長 対象者はこのプログラムに参加するための自己負担は、医療機関を受診する際の診察代のみということになりますか。

事務局 市が保険者として行う保健指導は無料です。医療機関での診察には医療費がかかりますが、医療機関で治療しながら、市の保健指導により生活習慣の改善を図ることが必要だと考えています。

会長 重症化予防プログラムは保健師と栄養士がチームを組んで行うのですか。

事務局 保健師30分、栄養士30分というようにそれぞれが個別に面談を行います。運動指導については、外部の健康運動指導士にお願いし5人ほどの少人数の教室を開き、その人に合った運動プログラムを作り、各自家庭でも取り組んでいただきます。

会長 医療機関受診勧奨通知について、委託先、問合せ先が株式会社日本医薬総合研究所となっていますが、この通知は委託先から送付されるのですか。

事務局 委託先の株式会社日本医薬総合研究所には通知の作成までを委託しています。市の封筒で、市役所から発送します。

会長 急に知らない会社から郵便が届いたら市民は驚くと思いますが、市役所からの通知であれば安心ですね。

会長 通知に記載されている基準値は、特定健診の結果に同封されているパンフレットに記載されている基準値と違うようですが、なぜですか。

事務局 特定健診の結果に同封しているパンフレットの基準値欄には正常域が記載されています。同じ表の受診勧奨判定値欄に記載されている数

値が受診勧奨通知の基準値として記載されています。今回の通知は、医療機関の受診を勧めることが目的であるため、受診が必要となる数値を基準値とし記載し、自分の数値が受診が必要なレベルであることを伝えます。これらの基準は厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいています。

会長 受診勧奨通知に同封するアンケートは、通知を受け取って医療機関を受診した後に回答する内容となっていますが、通知する月の月末では期限が短すぎると思います。

事務局 実際は通知する月の翌月の月末を提出期限にする予定です。

委員 服薬通知について、この通知を前向きにとらえて、先生に相談して薬を減らしてみようと思う人はよいのですが、ネガティブにとらえてしまう人は、自己判断で薬を減らすことにならないか心配です。本来必要な薬を減らしてしまうと、疾患を治すことができなくなってしまう。

委員 資料2に医師会等からの意見と書かれていますが、薬剤師会からは何か意見がでましたか。

事務局 薬剤師会には、今後、相談させていただく予定となっています。

会長 薬剤師会でも服薬に対する問題意識や動きはあるのですか。

委員 薬剤師会でも多剤や併用については問題になっています。6剤以上の薬を飲んでいるとなんらかの副作用がでる可能性が上がるというデータも出ていますので、薬剤師も薬を減らそうという方向で動いています。

委員 サプリメントにも飲み合わせはあるのですか。

委員 サプリメントと薬でも飲み合わせが良くないものもあります。薬をもらうときに薬剤師に相談すれば、確認してもらうことができます。

委員 院内処方の病院に複数かかる場合、それぞれで薬が処方されますが、その場合はどのように薬の確認をすればよいのですか。

委員 お薬手帳を一つにまとめておき、受診の際に医師に見せれば、重複や飲み合わせの確認をしてもらうことができます。

会長 医薬分業やお薬手帳は多剤や併用による副作用等を減らすことを目的で始まったのだと思います。市役所で服薬に関する通知をすることは、薬についての事業もずいぶん進んできた感じがしますね。

委員 在宅医療の場合は薬剤師が患者の家に直接出向くため、服薬中の薬の管理ができます。外来でも、お薬手帳を1冊にまとめて見せていただければ薬局で服用しているお薬の確認ができます。しかし、医療機関の処方箋だけを持って来る場合は、他に服用している薬について分

かりませんので、市役所の服薬通知は理にかなっているものだと思います。薬剤師会にしっかり周知していただき、市民が通知を持って薬局に相談しに来た場合どうするかを決めてから始めた方が、事業がうまく進むと思います。

委員 通知にお薬手帳についての記載がありませんが、周知しないのですか。

事務局 現在、内容の修正を行っているところです。  
「お薬手帳を1冊にまとめ、医師や薬剤師にみせましょう」、  
「かかりつけ薬局を決めましょう」ということを重点的に周知できるような内容にします。また、広報1月号の特集ページでも周知する予定をしています。

会長 通知に、かかりつけ薬剤師の記載がありますが、かかりつけ薬剤師に薬の相談をすると相談料のようなものは発生するのですか。

委員 同意書を記入しかかりつけ薬剤師を決めた場合は、常に同じかかりつけ薬剤師から薬をもらいます。薬をもらうときに3割負担で200円程度の費用がかかります。かかりつけ薬剤師に使用している薬を管理してもらい、いつでも薬や健康についての相談をすることができます。

会長 近隣市町で薬について同様の取組をしているところがありますか。

事務局 近隣で服薬通知を行っているということは聞いていません。

会長 服薬に関する事業を行う際は、外部委託する必要があるのですか。

事務局 医科レセプト、薬剤レセプトを分析して、対象者を抽出し、通知を作成する必要があり、市役所で行うことができませんので、薬剤についてのレセプト分析が可能な業者に委託することになります。

会長 事業の内容についてはいいものだと思いますので、関係機関とよく調整の上、事業を進めてください。

会長 他に質問はありませんか。議題（2）については報告ということでですので委員の皆様はご承知おきください。

続きまして議題（3）令和2年度国民健康保険事業費納付金仮算定結果について、事務局より説明をお願いします。

### （3）令和2年度国民健康保険事業費納付金仮算定結果について

事務局説明 資料3、参考1、2により説明。

## 質疑応答・意見等

会長 質問はありませんか。

会長 国民健康保険税率の改正について、平成30年度から5年かけて段階的に上げていくということ、計画のうち2年が経過することになりますが、今回の事業費納付金の仮算定結果から、来年度以降も計画通りに上げていくことになりますか。

事務局 来年度の保険税率については、来年1月に提示される国保事業費納付金の本算定額及び標準保険料率を参考にして検討します。今回の納付金の仮算定額を見ると今年度の納付金額より減額となっており、本算定額も同様であれば、保険税率も下げることができると考えます。5年間の計画については、当初計画していた保険税率のとおり改正するのではなく、毎年提示される標準保険料率及び国保加入世帯の状況を見ながら、保険税率の変更を行います。

会長 他に質問はありませんか。議題（3）については報告ということでですので委員の皆様はご承知おきください。

その他、事務局何かありますか。

事務局 議題1の国民健康保険特別会計補正予算（案）については、令和元年第4回長久手市議会定例会に議案上程します。

議題2の服薬通知については薬剤師会等と協議の上、慎重に進めていきます。次回の運営協議会で経過を含めて報告します。

次回の運営協議会では、納付金の本算定結果に基づく保険税条例の改正案を諮問させていただきますので、ご審議をお願いいたします。

会長 それでは、これで議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 以上をもちまして、令和元年度第2回長久手市国民健康保険運営協議会を終了とします。委員のみなさま、おつかれさまでした。

午後3時終了

議事録署名者

議事録署名者